

ドイツの容器包装政令について

平成 13 年 5 月 16 日
容器包装リサイクルパート

政令の目的：リターナブル飲料容器の保護

91 年の容器包装政令・・・リターナブル率が 72 % 下回った場合はデポジット
= 脅し

97 年初めて 72 % を下回る + 98 年も下回る → 脅しではなくなる
→ デポジットの発動！

改正のポイント

全飲料容器の平均リターナブル率が 72 % を下回った場合、

91 年のリターナブル率より低くなった飲料容器のみがデポジットの対象 91 年のリターナブル率より高くなった飲料容器もデポジットの対象となった。

	1991	1997	1998	
ビール	82.16	78.88	76.14	減少
ワイン	28.63	28.10	26.20	減少
ミネラルウォーター	91.33	88.31	87.44	減少
炭酸ガス無含有飲	34.56	36.81	35.66	増加
炭酸清涼飲料	73.72	77.76	77.02	増加
平均	71.69	71.33	70.13	減少

表 1 リターナブル率の推移

理由) ・ 方式に不公平さあるから

・ 環境に悪いワンウェイ飲料容器を全て排除したいから

政府の改正によるねらい

ワンウェイ飲料容器の淘汰 ⇔ リターナブル飲料容器の増加

副次的効果：中小企業の保護

しかし、・・・

○ DSD の被害

○ 莫大なコスト・・・自動返却機（全国で 15 万機、30 億マルク）

○ 2 つのシステムの並存・・・既存のものと今回新たに構築されるデポジット

ワンウェイの方が便利 → 消費者はワンウェイを購入 → リターナブル率の低下